



令和6年8月30日  
報道発表資料  
川崎市（総務企画局）

## 令和6年9月1日及び令和7年1月1日付けで実施する組織整備について

令和6年9月1日及び令和7年1月1日付けで次のとおり組織整備を行います。

### 1 令和6年9月1日付け

#### 新とどろきアリーナ整備業務への対応（改正図1）

令和6年度に予定していたスポーツ交流事業が終了したため、スポーツ交流事業担当を解消し、別途、等々力緑地再編整備事業の一環として進めている、新とどろきアリーナ及び中原スポーツセンターの新設に向け、基本設計及び実施設計に係る事業者との調整、条例改正に向けた利用料や施設の利用に関するルールの検討等のため、市民文化局市民スポーツ室に新アリーナ整備担当を設置します。

### 2 令和7年1月1日付け

#### 川崎区役所及び支所の機能再編に伴う組織整備

##### （1）各支所等の組織体制の見直し（改正図2）

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（令和2年3月策定）」に基づき、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化し、区役所については区における行政サービスの総合的な提供拠点とするため、大師・田島支所及び地区健康福祉ステーションを廃止します。

また、機能再編後の支所については地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点とするため、まちづくり推進部内に新たに大師・田島支所を設置し、課長級の支所長を配置します。

##### （2）移行対応担当課長の設置（改正図2）

支所長の業務範囲が、支所の庶務、地域振興、社会福祉系団体事務、地域安全、地域防災などと広範に及んでおり、さらに、コミュニティセンターの指定管理者の公募・選定や再編に伴う区民の負担に配慮した取組等を円滑にマネジメントするため、各支所に移行対応担当課長を配置します。

##### （3）各支所における地域振興、地域安全・地域防災、地域づくり推進、証明サービス業務への対応（改正図2）

支所の地域振興等業務については、住民組織等や社会福祉系団体等の業務を一体的に行うことによるメリットを活かし、地域課題の解決に取り組む多様な組織・団体に対する支援やコーディネートを円滑に行い、地域での様々な活動が活性化されることを目指していることから、住民組織及び社会福祉系団体に関する事務を担うため、各支所に地域振興担当を設置します。

また、地域防災機能の提供については、地域住民組織の振興を担う支所で、自主防災組織訓練の支援とともに、避難所運営会議や避難所開設訓練の支援等の地域防災業務を一体的に担うことにより、地域防災力を含めた総合的な地域力の向上を図るため、区役所危機管理担当の体制も踏まえ、各支所に地域安全・地域防災担当を設置します。

さらに、支所における庶務、庁舎管理、選挙・統計業務への対応のほか、新たな支所庁舎との複合施設となるコミュニティセンターの指定管理者の公募・選定や支所と区役所をつなぐオンライン相談への対応や受理した申請書等を区役所に回送する業務に対応するため、各支所に地域づくり推進担当を設置します。

加えて、機能再編後の支所における住民記録等関係業務については、利用頻度の高い戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・一部の市税関係の証明書発行業務のみ取り扱うことになるため、出張所と同様の体制として、各支所に証明サービス担当を設置します。

#### **(4) 区役所保険年金課における国民健康保険、収納業務への対応（改正図3、4）**

各支所区民センターの保険年金担当及び保険収納担当で担っている業務を区役所保険年金課に統合し、国民健康保険の資格・賦課・給付に関する業務の処理件数のほか、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等の滞納者数、滞納処分数等を考慮の上、国民健康保険担当を2担当制にするとともに、収納担当については、2担当制として、収納担当課長による収納担当係長の事務取扱を解消します。

#### **(5) 地域みまもり支援センター（川崎福祉事務所）所長業務の分任（改正図5）**

各地区健康福祉ステーション（大師・田島福祉事務所）の廃止に伴い、児童家庭、高齢・障害、生活保護などの業務を、地域みまもり支援センター（川崎福祉事務所）に統合することにより、福祉事務所長の業務の増加や配下の職員数等の組織規模を考慮し、生活保護業務を分任する担当部長を配置します。

#### **(6) 各支所における社会福祉団体事務への対応（改正図6）**

各地区健康福祉ステーションにおける社会福祉系団体事務について、機能再編後は各支所地域振興担当で担うこととなるが、民生委員及び児童委員に関すること、社会福祉団体との連絡調整に関すること、日本赤十字社に関すること、小災害の見舞金交付に関すること等に従事するため、これらの事務は事務分掌規則上、福祉事務所において所掌する事務であり、機能再編後も福祉事務所長の指揮命令により業務を実施していくため、地域みまもり支援センターに社会福祉団体担当を設置し、両支所の支所長、地域振興担当を兼務します。

#### **(7) 区役所における地域支援業務への対応（改正図7、8）**

各地区健康福祉ステーションで担っている地区支援業務を区役所地域支援課に統合することにより、地域づくりや母子保健、児童家庭相談等に係る業務の増加と組織規模等を考慮し、大師・田島地区を分任する担当課長を配置します。

また、統合後の地区支援業務の執行体制については、令和6年度中は、個別支援の継続性確保の観点から、3管区の体制を維持することとし、地区支援第1係を川崎区役所、第2係を大師地区、第3係を田島地区の所管とします。

#### **(8) 区役所における高齢・障害業務への対応（改正図9、10）**

各地区健康福祉ステーションで担っている高齢・障害、介護認定給付業務を区役所高齢・障害課に統合することにより、高齢者支援、介護認定給付、障害者支援に係る業務の増加と組織規模等を考慮し、大師・田島地区を分任する担当課長を配置します。

また、統合後の高齢者支援、介護認定給付、障害者支援業務の執行体制については、3管区の高齢者人口や介護認定申請数、身体及び知的障害者数などを踏まえ、組織マネジメントを的確かつ柔軟に行う観点から、それぞれ2担当制とします。

#### **(9) 区役所における保護業務への対応（改正図11、12）**

各地区健康福祉ステーション保護課で担っている保護系の業務については、被保護世帯への指導の継続性確保の観点から、大師地区健康福祉ステーション保護課の保護第1～第4係は保護第3課に、田島地区健康福祉ステーション保護課の保護第1～第4係は保護第4課に、それぞれ移管するものとします。

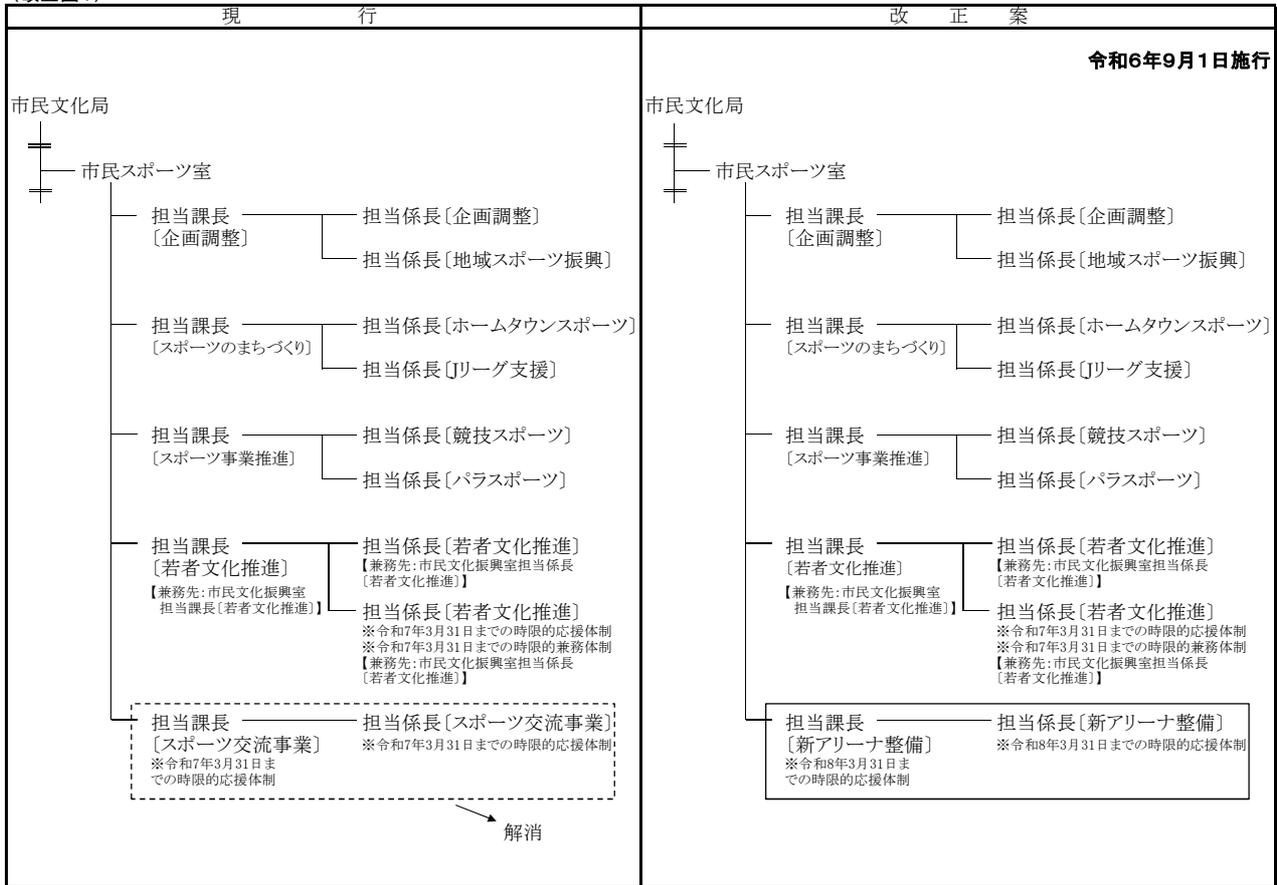
また、これまで各地区健康福祉ステーションで担ってきた、管理係と面接担当の業務については、効率性や統一的な対応の観点から、区役所保護第1課に集約し、各業務の対応件数などを考慮し、組織マネジメントを的確かつ柔軟に行う観点から、管理担当を2担当制とし、面接担当を5名体制とします。また、保護第1課長の業務量を考慮し、保護第3課長及び第4課長は保護第1課を兼務します。

問合せ先

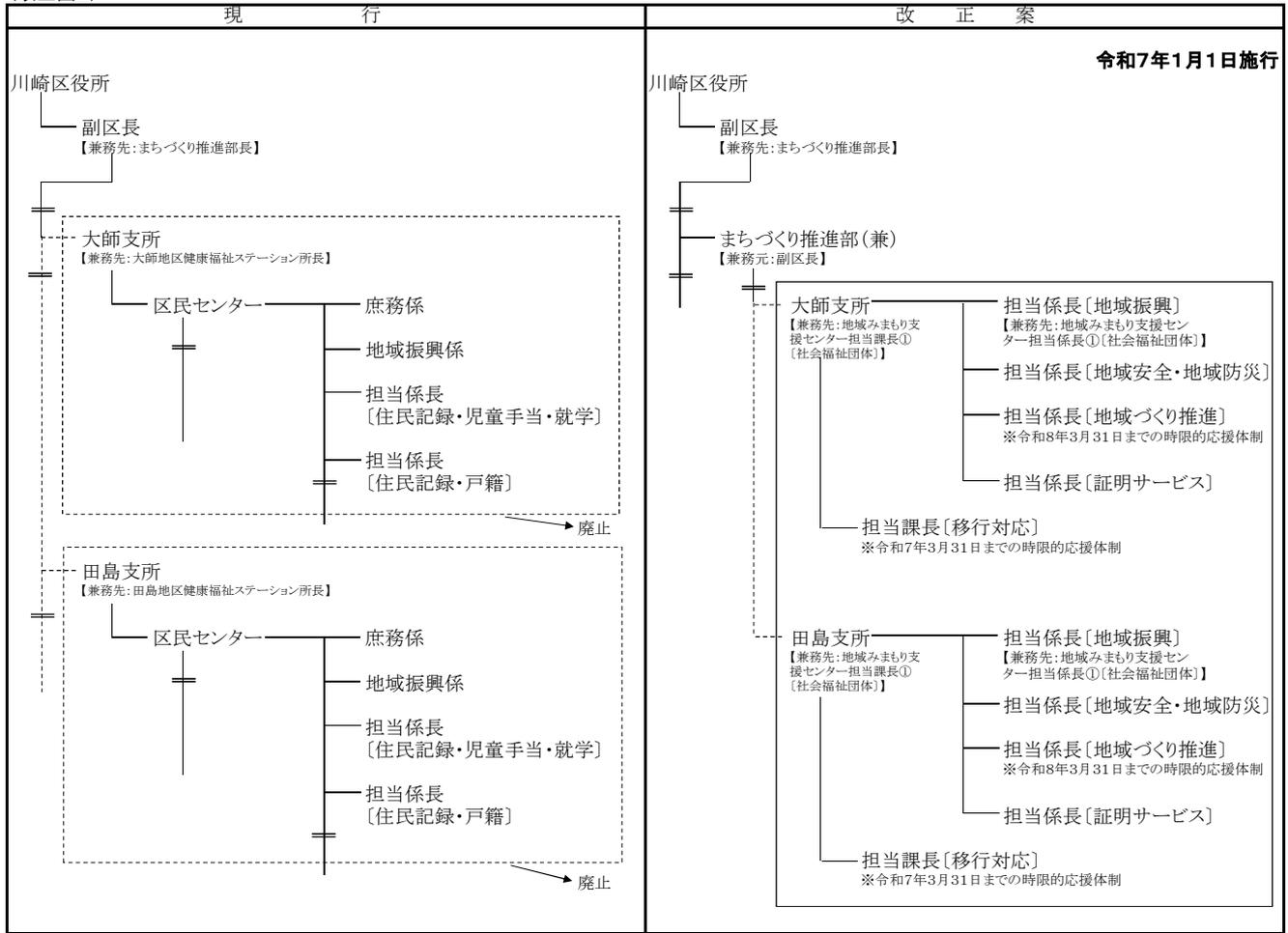
川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室 藤原

電話044-200-3564

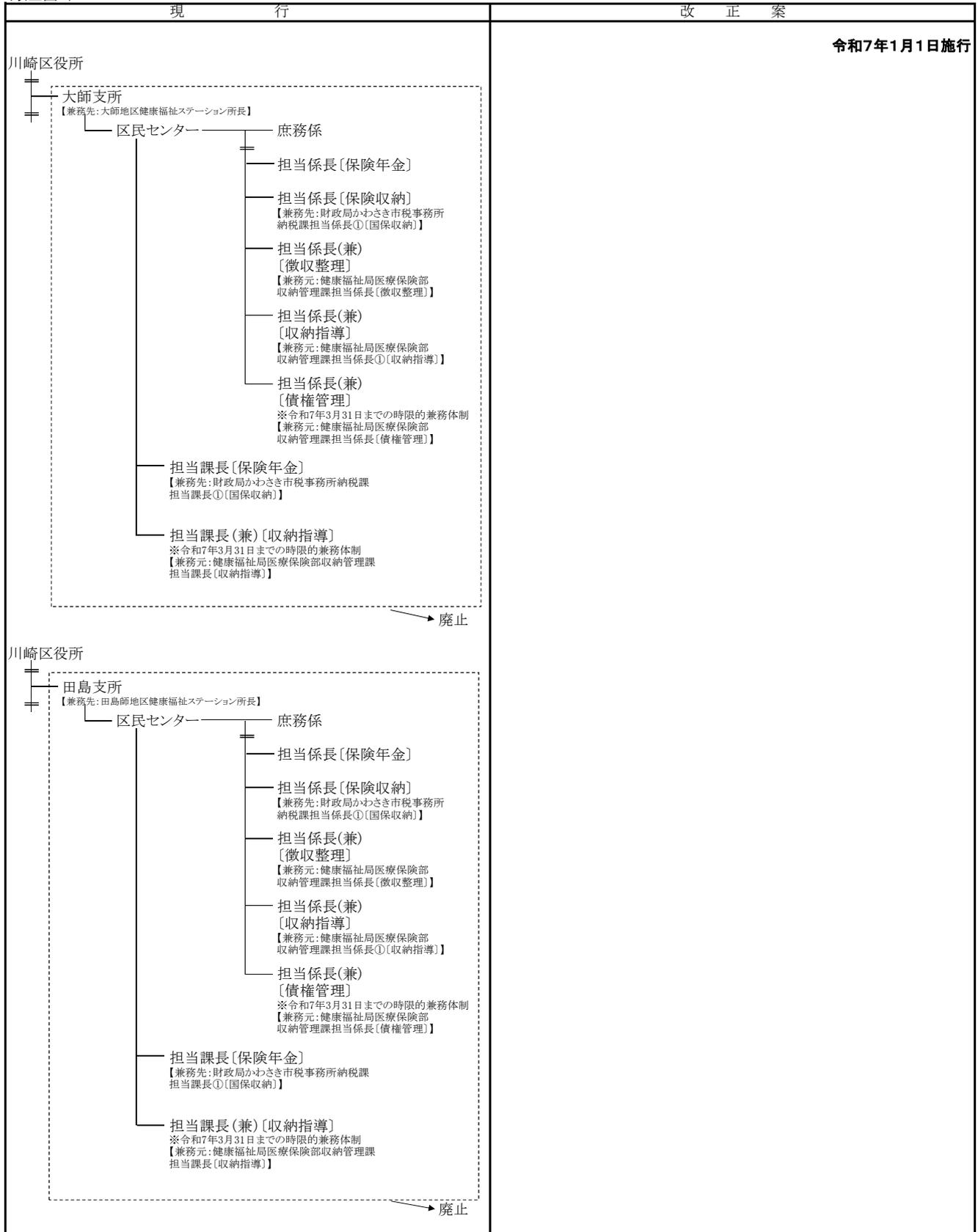
(改正図1)



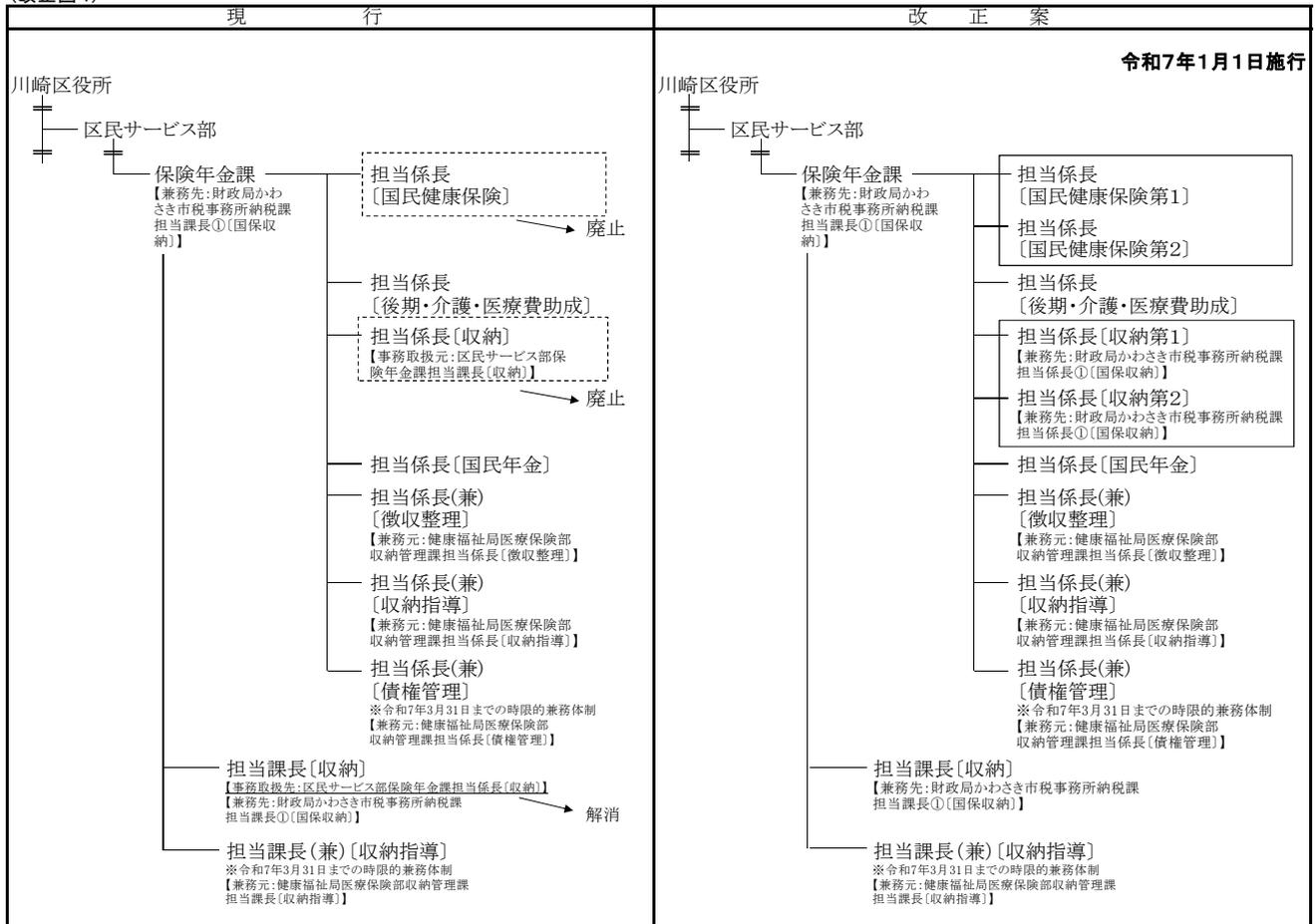
(改正図2)



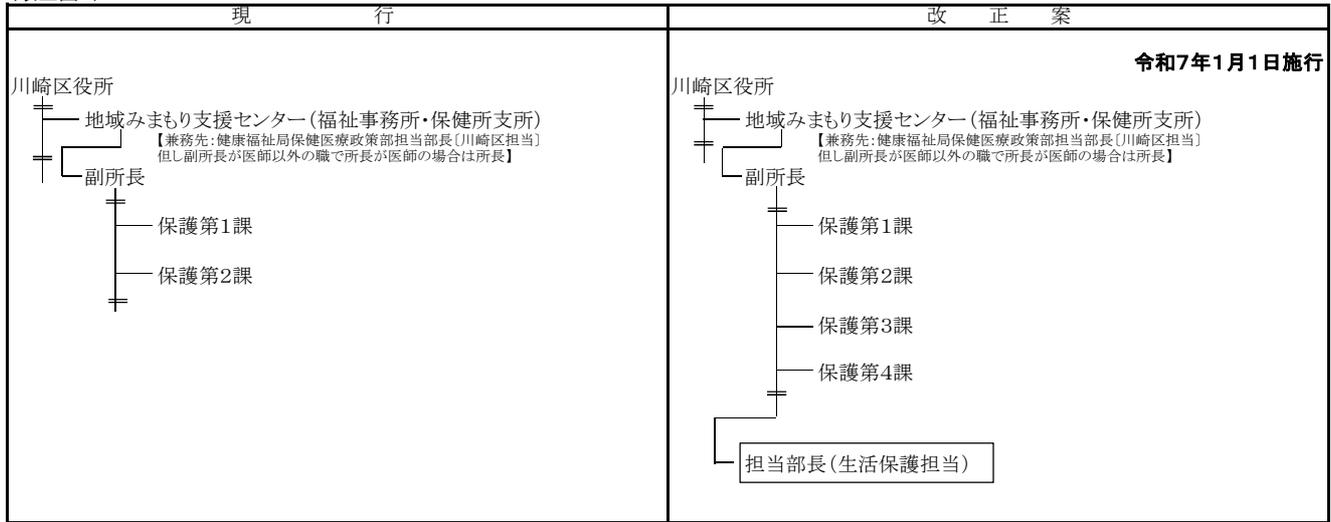
(改正図3)



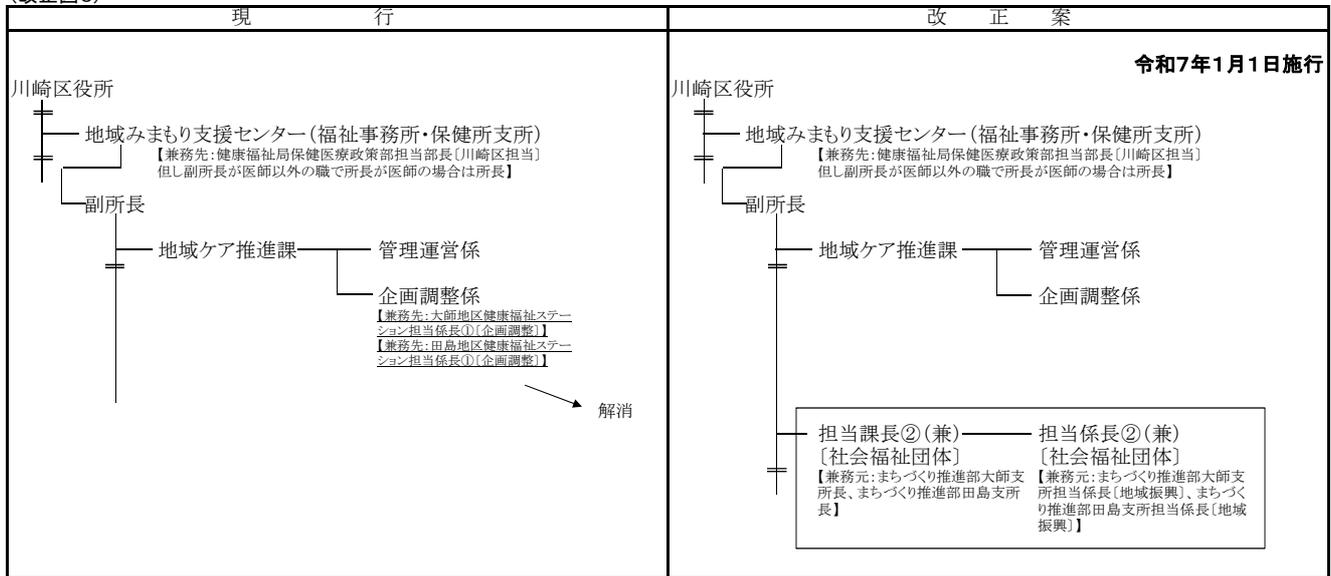
(改正図4)



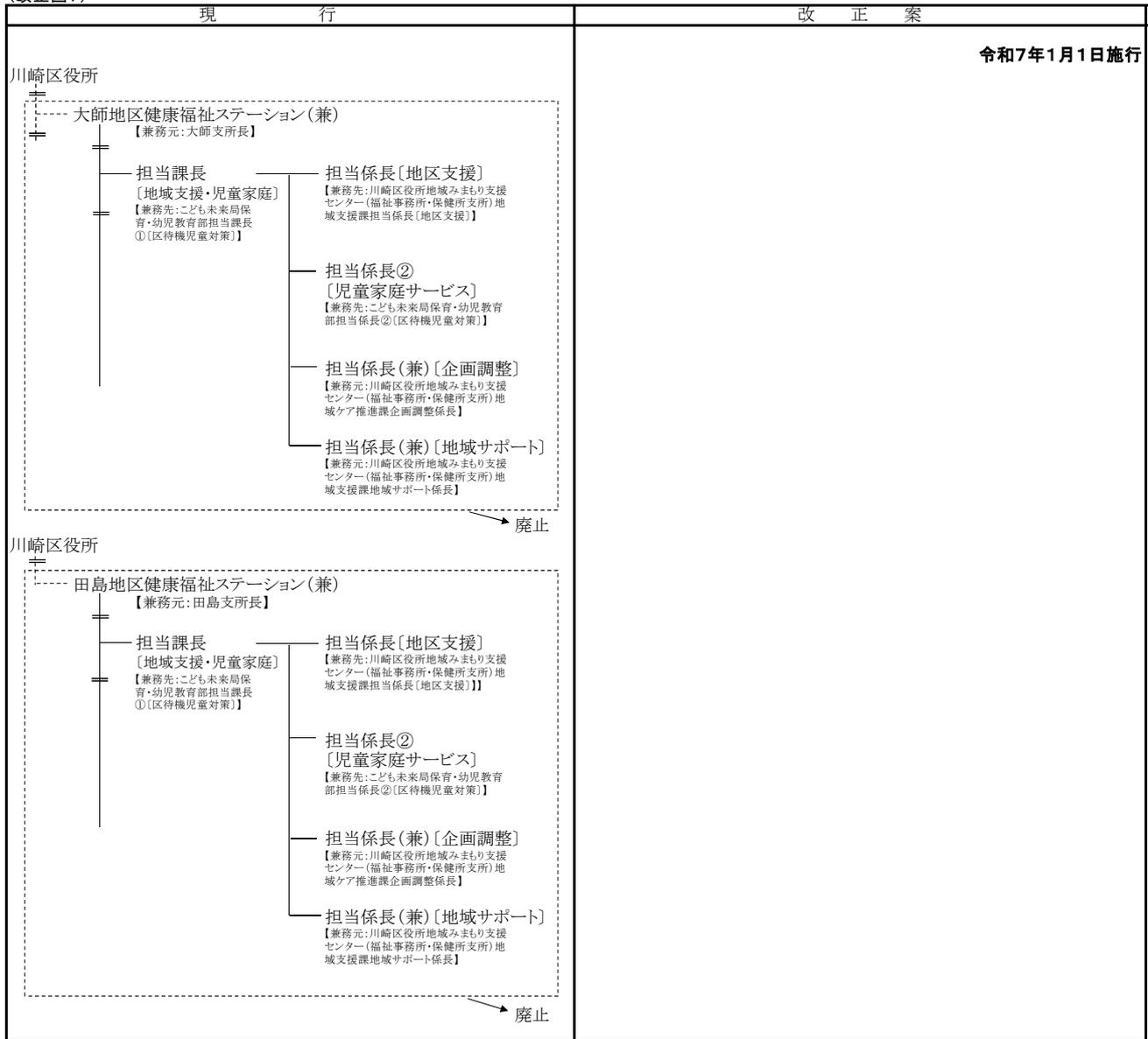
(改正図5)



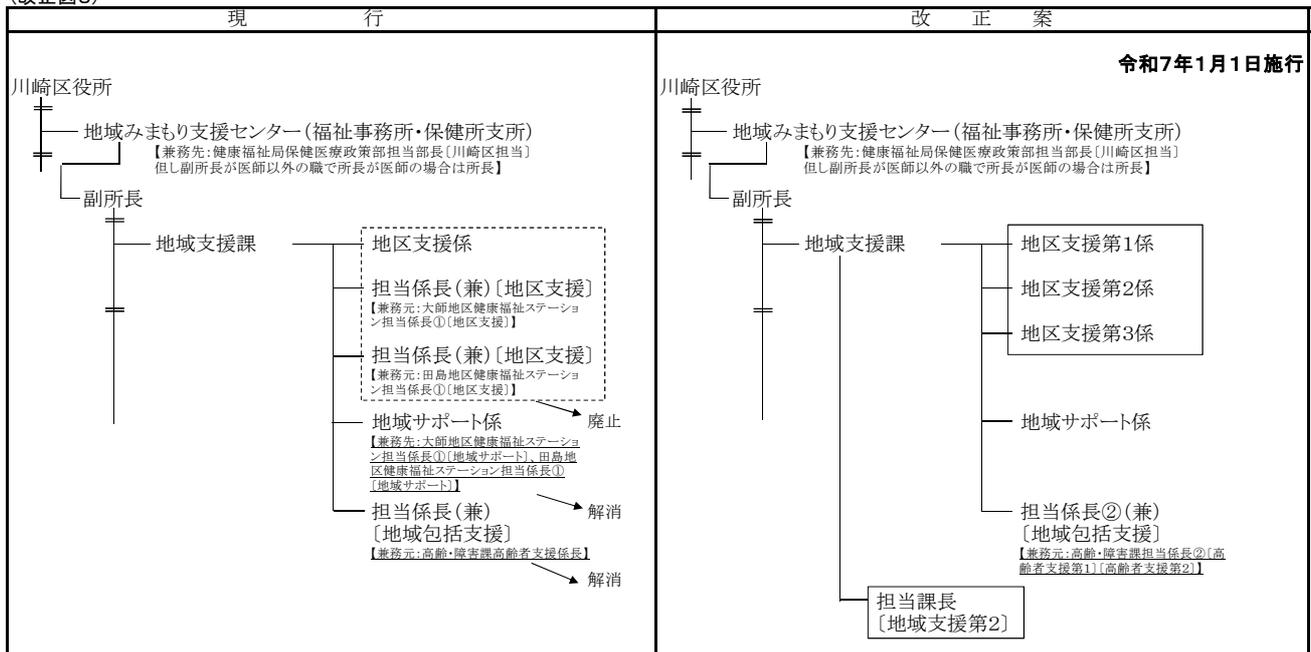
(改正図6)



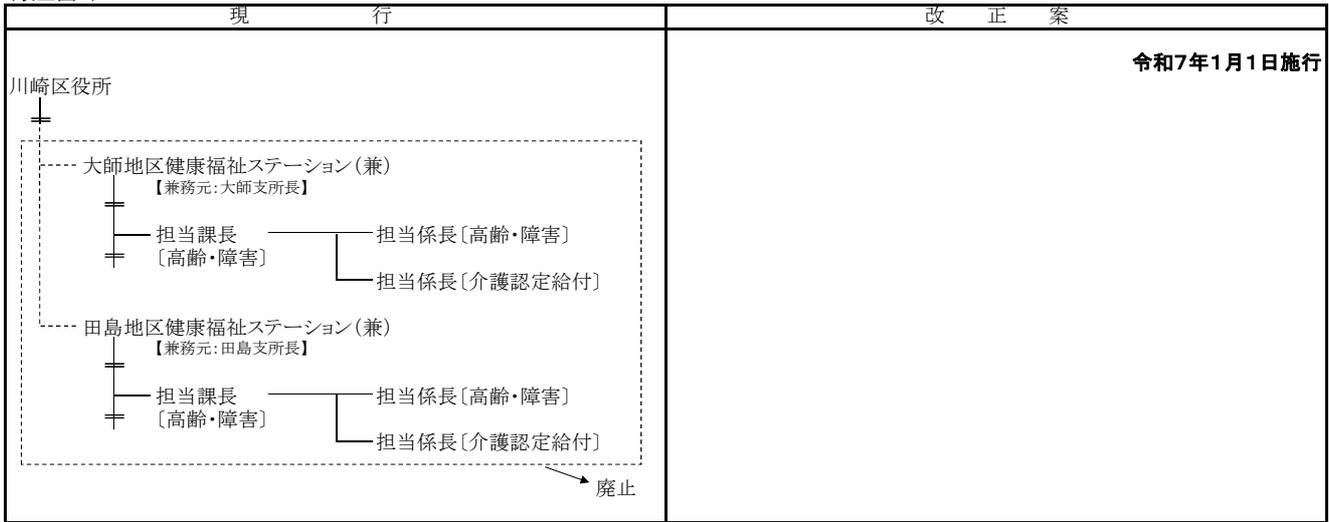
(改正図7)



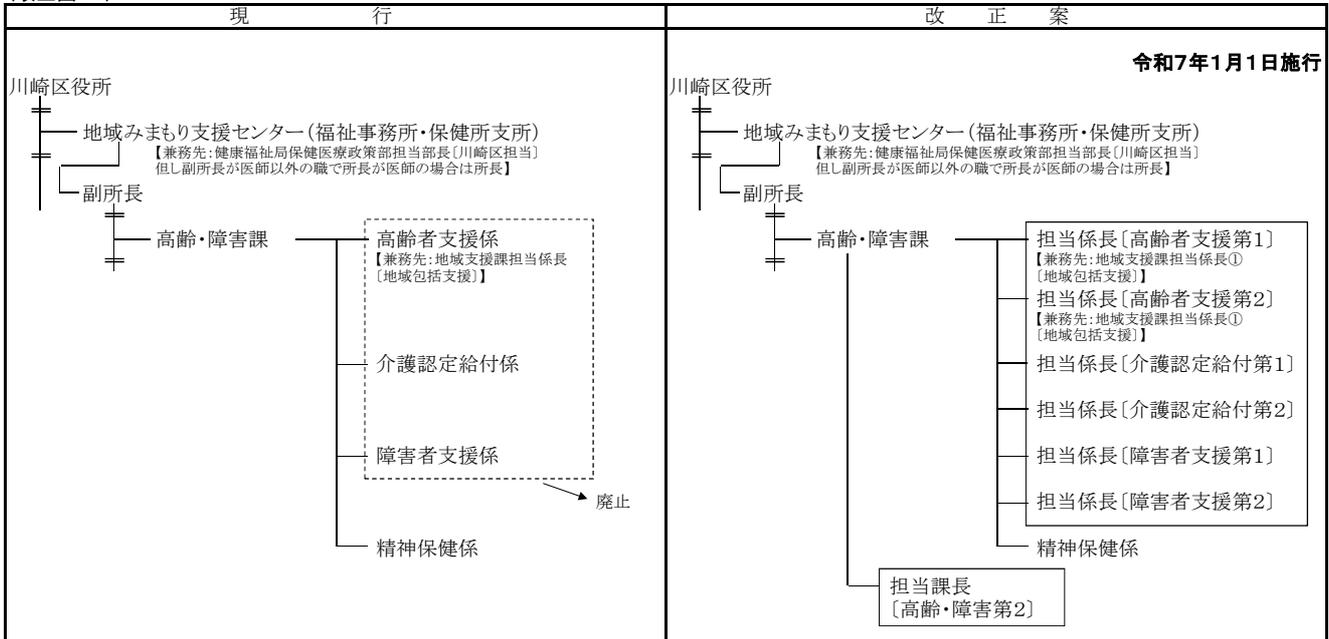
(改正図8)



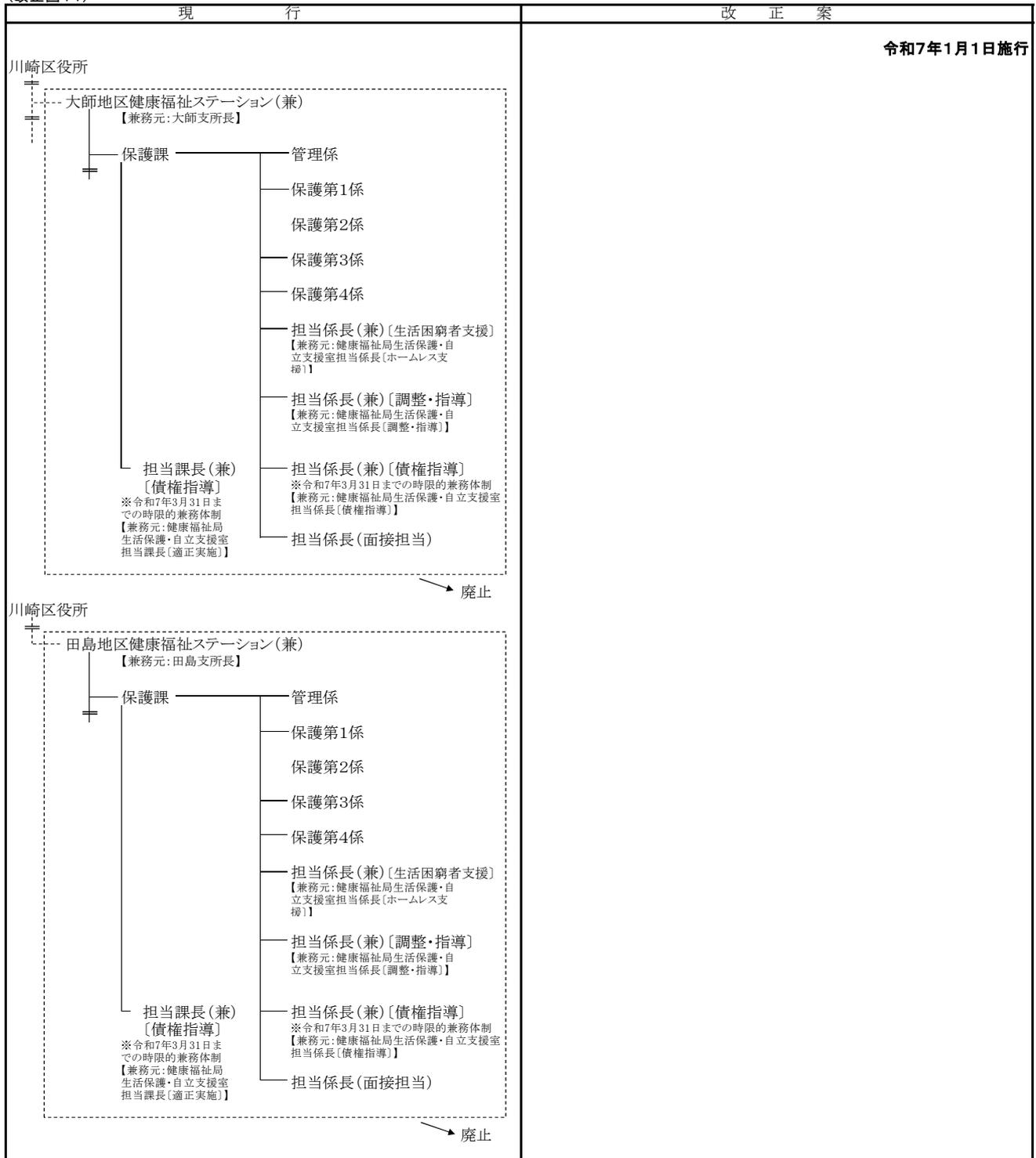
(改正図9)



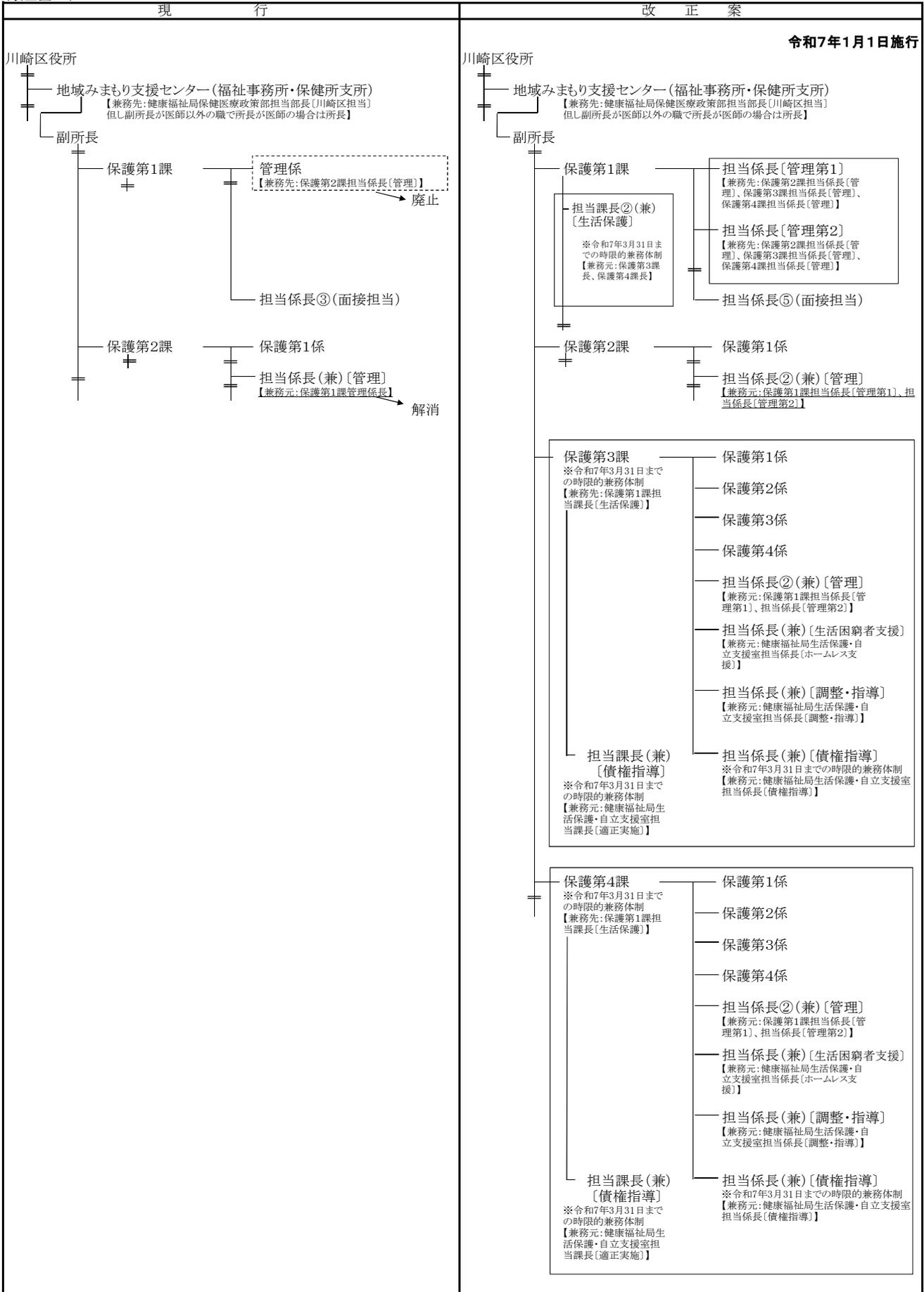
(改正図10)



(改正図11)



(改正図12)



令和7年1月1日施行